

施設区分 (該当施設に○)	有料老人ホーム
	軽費老人ホーム
	高齢者専用賃貸住宅 養護老人ホーム

や

施設区分 (該当施設に○)	有料老人ホーム
	軽費老人ホーム
	養護老人ホーム

このため、同様式の付表第11中

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

を

連絡先	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

を

「じょくそう予防用具」や「床ずれ防止用具」及び「体位変換機」や「体位変換器」及び「歩行補助つえ」	認知症老人徘徊感知器	「歩行補助つえ」	認知症老人徘徊感知器
	その他		自動排せつ処理装置

このため、同様式の付表13から付表14までの規定中

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

を

連絡先	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

を

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

を

め、同様式の付表15中

連絡先	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

を

「理学・作業療法士」や「理学・作業療法士、言語聴覚士」並びに「同様式の付表16—1及び付表16—2中

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

を

連絡先	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

を

並びに、
第十四号様式の様式2の1を次のように定める。

1 一般社団法人である場合は、社員名簿（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第31条に規定する社員名簿をいう。）を提出すること。

第十四号様式の様式2の2中「財団法人」や「一般財団法人」並びに「同様式の様式2の3中「構成員が株主」や「株式会社又は合名会社、合資会社若しくは合同会社」及び「発行」や「株式会社にあつては、発行」並びに「のみを記載する」や「のみを記載し、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては、社員（会社法（平成17年法律第86号）第三編第二章に規定する社員をいう。）を記載する」並びに「
第十七号様式の様式2の1を次のように定める。
1 一般社団法人である場合は、社員名簿（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第31条に規定する社員名簿をいう。）を提出すること。
第十四号様式の様式2の2中「財団法人」や「一般財団法人」並びに「同様式の様式2の3中「構成員が株主」や「株式会社又は合名会社、合資会社若しくは合同会社」及び「発行」や「株式会社にあつては、発行」並びに「のみを記載する」や「のみを記載し、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては、社員（会社法（平成17年法律第86号）第三編第二章に規定する社員をいう。）を記載する」並びに「

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(改正前の介護保険法施行細則に定める用紙に関する経過措置)

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外（規則）

2 この規則による改正前の介護保険法施行細則第一号様式、第四号様式、第十四号様式及び第十七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。